

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団(2次)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 寛楽 陸寛

法人番号

4120105009169

申請団体の住所

大阪府堺市南区高倉台1丁2番1号 シェアタウン泉ヶ丘ネクストD棟2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締
- 2 .本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に 変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

- (１)欠格事由について
- (２)公正な事業実施について
- (３)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
- (４)情報公開について（情報公開同意書）

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業県連書類の提出

事業名

南大阪地域子育て支援ハブ形成プロジェクト

複数選択

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

必須入力セル

任意入力セル

申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	南大阪地域子育て支援ハブ形成プロジェクト	
	事業名（副）	多様な主体が連携し、困難を抱える家庭に寄り添う 子育て支援ネットワークの強化と小規模で多機能な複合型居場所づくりの推進	
	団体名	公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団	コンソーシアムの有無 なし
実行団体団体	事業名（主）		
	事業名（副）		
	団体名		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	158/200字
泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的とする。 同時に、大阪南部ニュータウンに新しい資金循環とコレクティブインパクト支援を行う機関として、新たなコミュニティの構築のためのナレッジマネジメント組織として多様な課題の可視化、課題解決手法の共通化を目指している。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
高度経済成長期の住宅需要に応えるため、大規模な計画市街地として開発され2015年時点で高齢化率31%を迎えた泉北ニュータウンを中心として、大阪南部泉北周辺地域での地域の新しい資金循環とコレクティブインパクト支援を行う機関として、市民や企業の皆様から寄付を集め、市民活動団体やNPOや地域組織等に助成することで、地域や社会の課題解決や活性化に取り組む市民立のニュータウンに特化したコミュニティ財団。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無		-		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期		(開始)	2024/10/1	(終了)	206/3/31	対象地域	南大阪(南河内地域・泉北地域・泉南地域)22市町村		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし	
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目		■中間受益者：子育て支援団体（非営利組織・民間企業）、子育て支援に関連する行政機関、医療機関・保健所、福祉機関、学校、保育園・幼稚園、校区福祉委員会、民生委員・民生児童委員 ■最終受益者：子育てに多様な困難を抱える家庭、地域住民 ※子育てに多様な困難を抱える家庭とは、経済的困窮（ひとり親世帯）、児童虐待、障がい・病気、産前産後期、不登校・引きこもり、外国ルーツ等の理由により子育てに課題を抱えている家庭のこと					事業対象者人数 ※資金分配団体入力項目		●南大阪の小中学生児童 171,832人 ●拠点へのアクセスする当事者数 10,000人 ●実行会議ケース会議接続数 150人			
事業概要		599/600字 本事業は、南大阪22市町村に暮らす子育てに困難を抱える家庭と支援の「つながり方」を改善し、事業終了後5年以内に家庭のニーズに応じて社会資源に繋がる支援体制が小規模で多機能な複合型居場所で担える環境が確立することを目指します。本プログラムでは家庭にアクセスするための活動を以下の3つに分けて事業を行う。 ①居場所の環境整備:子育てに困難を抱える家庭への支援として、フリースクールなど居場所が不足している家庭に対し、フリースクールなど子どもの居場所空白地の世帯や支援が足りない家庭への支援として、それぞれの困難への支援を基本に居場所提供、生活物資支援、相談支援を行う居場所の複合的なサービス提供やの新規設置を促進する。 ②つながる環境整備:多様な主体が当事者のケース会議（実行会議）を通じて、子育て支援に関連する行政機関、医療機関など多様な主体が、他機関連携につながるケース会議（連携会議）を中心に、支援者のコミュニケーションの手段確率を促進する。 ③情報の提供:必要な情報へのアクセスを確保するため、無料相談チャットの運営、居場所ホームページの作成、困難に特化した子育て情報誌の発行支援を行う。 伴走支援として、社会的信頼を得るために、ファンドレイジング計画や規程類作成支援なども実施する。また、実行団体が円滑な事業運営を行い、ロジックモデル作成支援、月次勉強会、メディアヘマッピングなどを実施する。										

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	799/800字
■加速する子どもの貧困と孤独の加速　長引くコロナの影響、ウクライナ侵攻に端を発する急激な物価高は、働く場を失ったり収入減少となる経済的困窮家庭やひとり親家庭、引きこもりや8050、障がい者を抱える家庭の方々にはより大きな不安と困難を与えている。南大阪ではこども食堂が226拠点、フリースクールなど子どもの居場所は15拠点と子どもを支援する民間の活動も拡大している。弊社財団が独自に実施した家庭支援を行う15の居場所への調査(2024年7月実施)では不登校傾向にある家庭の中には相対的貧困状態にあり、学習支援付きこども食堂の利用など複合的な支援のニーズが高まっている。南大阪22市町村の小中学生数171,832人のうち不登校児童数は5,499人と増加傾向にある（文部科学省不登校児童数より独自推計）。また15拠点と子どもを支援する団体の9割で拠点所在地以外の市町村から居場所に参加していることが分かった。 ■生活圏を超えた切れ目ない支援の必要性　南大阪ではこども食堂226拠点が生活圏に存在する。しかし不登校、孤立など複合的な福祉課題を抱えた家庭にはフリースクールなど専門的な支援を責任持って対応できる事業も求められる。例えば、小学校PTAの協力を得て、新型コロナ対策に関する子どもや保護者への影響についてアンケート調査では、一人で子どもを見ていると回答した保護者は47,8%と回答し、ひとり親・核家族の家族形態に関係なくワンオペ育児状態にあると回答した。また、保護者の78%が悩みや困りごとを誰かに相談したいと回答している。団体ヒアリングでは家庭と支援のアクセスに関わる課題として「行政では支援対象者から警戒心を持たれ訪問しても戸が開きにくく、他機関の情報連携が必要」、「経済的余裕がないことで、親が仕事に追われ情報や人にアクセスする余裕がない」などが挙げられ、支援のアクセシビリティに課題がある。	
(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由　※資金分配団体入力項目	199/200字
相対的貧困層（生活保護世帯、非課税世帯ではないが生活が苦しく支援が必要な）世帯は行政がリーチできない。物価高騰による生活への影響の実態を把握し、必要なものが必要な世帯に確実に届く仕組みづくりが必要だと考える。南大阪では子ども食堂空白地が3市町、フリースクールなど子どもの居場所空白地が14市町と、増加する孤立状態にある子育てに困難を抱える世帯への支援は急務であり、休眠預金活用の意義があると考ええる。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
①子育てに多様な困難を抱える家庭が家から出て、支援にアクセスできる仕組みができています。（居場所の環境整備）			小規模で多機能な複合型居場所・イベント等によりアクセスできた家庭アンケート 【アンケート項目】 ・利用満足度 ・開設される前と後で（事前事後の安心感・相談者が増えたなどプラス評価を入れる） ・認知到達経路 ・家から出て支援を受けることの難しさ ・なぜ居場所を利用しようと思ったか ・支援の満足度		実行団体により居場所の運営、イベントの実施時に受益者にアンケートを実施 ※アンケートは全実行団体共通のものを使用する		家から出て支援を受けることの困難さやメリット・デメリットが明らかとなり、居場所による家庭へのアクセス方法について報告書にまとめられている。		2026/3	

②子育てに多様な困難を抱える家庭へのアウトリーチなどつながる方法が確立し、家庭が取り残されることなく支援を受けることができています。（つながる環境整備）	○	アウトリーチなどつながる環境整備によりアクセスできた世帯へのアンケート 【アンケート項目】 ・開設前に地域のどこに相談に行ったか？実績開設される前と後の社会資源接続状況把握 ・認知経路 ・支援を受けることの難しさ、抵抗感 ・なぜ支援を受けようと思ったかの理由 ・支援の満足度	実行団体により支援の実施時に受益者にアンケートを実施 ※アンケートは全実行団体共通のものを使用する	支援を受けることの困難さやメリット・デメリットが明らかとなり、アウトリーチなどつながる環境整備による家庭へのアクセス方法について報告書にまとめられている。	2026/3
③孤独な状況にある子育てに多様な困難を抱える家庭が取り残されることなく、必要な情報にアクセスできている。（情報）	—	SNSや調査会社を活用した子どもの居場所、不登校支援情報など子育て情報に関するアンケート 【アンケート項目】 ・事業による発信した情報の認知度 ・情報が有益であったか ・情報に触れたことで行動に影響があったか	SNS上の調査は実行団体にて実施、評価アドバイザーの指導のもと資金分配団体にて実施	アンケート結果により事業による情報発信の効果等が分析され、子育てに困難を抱える家庭への情報発信の方法について報告書にまとめられている。	2026/3
④実行団体が社会から信頼される体制を整え、ファンドレイジング計画が実行できている。（組織基盤強化）	—	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査の「ガバナンス・コンプライアンス」、「ファンドレイジング」の項目の結果	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	実行団体が「ガバナンス・コンプライアンス」、「ファンドレイジング」の項目で5件法にて「とてもそう思う」もしくは「そう思う」と回答する	2026/3
⑤実行団体が円滑な事業運営を行い、事業について社会に向け発信している。（組織基盤強化）	—	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査の「事業運営」、「情報発信」の項目の結果	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	実行団体が「事業運営」、「情報発信」の項目で5件法にて「とてもそう思う」もしくは「そう思う」と回答する	2026/3

⑥南大阪で多様なステークホルダーが連携・協働し、子育てに困難を抱える家庭を支援する環境（主に実行会議）が整っている。		多様なステークホルダーが集まり、ネットワークを強化する実行会議が定期的開催されているか 議事の中でどう地域課題が発掘できたか	実行団体への非資金的支援に関わるヒアリング調査 ー実行会議参加メンバー名簿 ー実行会議次第と議事録 ー実行会議対象ケース数	ステークホルダーが集まる会議体を隔月で実施できるようになっている	2026/3
--	--	---	--	----------------------------------	--------

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
①ー1 実行団体による居場所の体験入学や相談会等 新規で150世帯が参加している。（居場所の環境整備）	○	家庭支援に関する居場所の体験入学や相談会等への新規の参加世帯数	居場所の体験入学や相談会毎に集計	150世帯	2026/3
①ー2 実行団体による居場所の運営により新規で300世帯とアクセスできるようになっている。（居場所の環境整備）	○	居場所に来て新規に支援を受けた世帯数	実行団体毎に集計	300世帯	2026/3
②ー1 実行団体が実行会議を通じてアウトリーチできている。（つながる環境整備）	○	実行会議（ケース会議）を通じて食支援、専門機関への接続など新しい社会資源との接点を提供できている	実行団体毎に集計	対象者への配慮の行き届いた支援内容の向上 ／150世帯	2026/3

②ー 2 実行団体が実行会議を通じて経済的、多様な困難を抱えた家庭、人々へ一軒でも多くの支援を届ける経路を確保できている。		家族構成、年齢、学齢に対応した生活支援メニューの開発。（つながる環境整備）	記録やケース会議議事録の分析	対象者への配慮の行き届いた支援内容の向上／150世帯	2026/3
③ー 1 実行団体によるSNS、ホームページの発信により10,000人に子育てに関する情報を届けることができる。（情報）	○	①SNSのインサイトの分析結果 ②ホームページのGoogle アナリティクス等による分析結果 ③団体公式LINEの登録者数	実行団体毎に集計	①、②、③を合わせてユーザー数10,000	2026/3
③ー 2 実行団体による地域向け紙媒体情報の発信により1000世帯に情報を届けることができるようになる（情報）	○	①紙媒体の発行部数 ②紙媒体の配布先団体数（公的機関や企業など） ③購読者数（配達数）、配布先団体での減少数（手に取られた数）	実行団体毎に集計	①1000世帯	2026/3

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
④ー 1 組織体制やガバナンス・コンプライアンスが整っている。（組織基盤強化）		日本非営利組織評価センターのベーシックガバナンス評価等を取得しているか	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	ベーシックガバナンス評価等を得している	2026/3

④ー２ 自団体のファンドレイジングに関する分析を行い、ファンドレイジングプランを立案できている。（組織基盤強化）		ファンドレイジング戦略に基づき、自団体の潜在力分析が行われているか。また、ファンドレイジングについての自己分析をもとに組織基盤強化の計画が立案・実行されているか	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	ファンドレイジング分析に基づく、ファンドレイジング戦略が策定されている	2026/3
⑤ー１ 事業の進捗が事業計画書の通りに進んでいる。（組織基盤強化）		事業の進捗が事業計画書・資金計画の通りに進んでいるか	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	事業計画書通りに事業を進めることができている	2026/3
⑤ー２ 事業の対象世帯に合わせた広報活動ができている（組織基盤強化）		①実行団体のSNSフォロワー数や投稿数、投稿へのエンゲージメント率 ②メディア等で活動や事業について紹介された件数	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	①SNSフォロワー数合計500以上、SNS上での投稿を定期的に行いエンゲージメントを増やしている ②各団体が1回以上、メディア等に取り上げられる	2026/3
⑥ー１ 多様なステークホルダー（子育て支援に関連する行政機関、医療機関・保健所、福祉機関、学校、保育園・幼稚園、校区福祉委員会、民生委員・民生児童委員）が連携・協働し、実行会議を通じて子育てに多様な困難を抱える家庭について情報共有し、連携できている。（環境整備）		他機関連携につながる、コミュニケーションの手段が確立しているか	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査 ー実行会議参加メンバー名簿 ー実行会議次第と議事録 ー実行会議対象ケース数	他機関連携につながる、コミュニケーションの手段が確立する	2026/3
⑥ー２ 実行団体が子ども未来基金の連携メンバーとなっている。（環境整備）		実行団体が、弊財団の有する子ども未来基金の連携団体として活動を継続しているか	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	実行団体が、弊財団の有する子ども未来基金の連携団体として活動を継続している	2026/3

⑥ー3 企業やNPOなど実行団体が他の機関と連携・協働できる仕組みができています。（環境整備）		①企業やNPOとの連携ケース数 ②企業やNPOからの食品、日用品の提供数 ③企業やNPOと実行団体の人の交流人口	実行団体への非資金的支援に関わるアンケート・ヒアリング調査	① 1 0 ②事業開始時2倍 ③事業開始時の交流人口2倍	2026/3
---	--	--	-------------------------------	------------------------------------	--------

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
①ー1ー1 公募前：課題に基づいた南大阪のステークホルダーを集め課題の可視化・共有のためのワークショップを開催。 南大阪における子どもたちの属性を定義する（例 グレーゾーンの定義）	2024年10-11月	89/200字
①ー1ー1 公募前：ワークショップを踏まえ、募集要項の作成を行う。 公募実行団体の役割を定義し、子育て支援ネットワークの強化と小規模で多機能な複合型居場所を社会化するための準備を行う	2024年11月	91/200字
①ー1ー1 公募期間： 公募サイトを作成し、SNSを活用し拡散し、関係団体・ステークホルダー（子育て支援に関連する行政機関、医療機関・保健所、福祉機関、学校、保育園・幼稚園、校区福祉委員会、民生委員・民生児童委員）に周知依頼を行う。	2024年11-12月	116/200字
①ー1ー1 公募期間： 公募説明会はハイブリッド型で2回以上実施し、申請を検討している団体には必ず個別相談を1回以上実施する。また、申請を決めている全ての団体に対して現地訪問を行う。現時点での申請見込み団体数は14団体。	2024年12月	111/200字
①ー1ー1 選考会の開催： 有識者を5名程度選定し、本財団の助成等選考規定に基づき開催	2025年1月後半～2月前半	43/200字
①ー1ー1／②ー1ー1 資金提供契約時： 内定団体オリエンテーションの開催：内定団体向けに、事業計画、資金計画のブラッシュアップを実施	2025年2-3月	67/200字
①ー1ー1 資金提供契約の締結	2025年3月	16/200字
①ー1ー1／②ー1ー1 南大阪子どもの居場所連携協議会の発足	2025年4月	31/200字

③－１－１ ウェブサイトの構築	2025年４月	15/200字
②－１－１ 実行会議へのファシテーター派遣	2025年4月～2026年2月	21/200字
②－２－１ 実行団体が実行会議を通じて経済的、多様な困難を抱えた家庭のケース検討に基づくコーディネートに伴走支援	2025年4月～2026年2月	56/200字
③－２－１ 南大阪板「子どもの居場所白書」作成 実行団体の取り組み結果から、明らかになったことを白書としてまとめる	2025年9-12月	57/200字
①－１－１／②－１－１ 中間評価 実行団体の活動の中間評価を兼ねて中間振り返りと実践内容のブラッシュアップ研修の開催	2025年10月	59/200字
③－２－１ 評価検討会議の実施：白書に基づいて、実行団体の取り組み実績から評価の評価検討会議を開催	2026年１月	49/200字
③－１－１ 支援型実行団体の中間振り返りと見えてきた対象者への支援について情報整理・共有と実践内容のブラッシュアップ及びWEBページへの公開	2026年１月	70/200字

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
④－１－１ 日本非営利組織評価センターのベーシックガバナンスチェック取得についての支援 日本非営利評価センターのベーシックガバナンスチェックの支援を実施し、実行団体の社会的な信頼性の向上を図る。 法人格のない団体または法人格の変更を検討している団体(特定非営利活動法人→認定NPO法人など)については非営利法人格取得のための支援をする。	2025年3月～2026年2月	168/200字
④－１－２ ビジョン・ミッション等の理念体系の明確化についての支援 実行団体のビジョン・ミッションを整理し、組織としての目指す方向性を通じて団体の組織力向上を図る。 また、ビジョン・ミッションを外部に発信することで共感を得ていく。	2025年3月～2026年2月	115/200字
④－１－３ 規定類作成の支援 定款を中心に実行団体の規定類の整備と公開を目指した支援を行い、社会的信頼度や透明性の向上につなげる。	2025年3月～2026年2月	65/200字
④－１－４ 他機関のサポートをコーディネート ボランティア、プロボノマッチング支援(マッチングサービスGRANT)を活用し、実行団体のニーズに応じたプロボノマッチングと、プロボノを通じた民間公益活動に参画する人材の発掘をする。	2025年3月～2026年2月	113/200字

④－２－１ 自団体のファンドレイジングに関する分析を行いファンドレイジングプランを作成支援する 組織の潜在力の棚卸しとして、団体の情報の棚卸しをする手法「ケースステートメント」の作成を用いて強みなどの潜在力を分析し、実行団体や事業への共感メッセージ(ストーリー)を確立する。	2025年5月	137/200字
④－２－２ 自団体のファンドレイジングに関する分析を行う分析 SWOT分析による経営課題の洗い出し 強み・弱み、機会・脅威を「SWOT分析」を用いて、経営課題を明確にする	2025年5-8月	85/200字
④－２－３ 自団体のファンドレイジング戦略構築 分析結果をもとにしたファンドレイジング計画立案の支援 ケースステートメントやSWOT分析、その他必要な分析結果をもとに１～３ヵ年のファンドレイジング戦略を立てる。	2025年9-11月	106/200字
⑤－１－１ 事業計画の精緻化及びロジックモデル作成支援 実行団体の事業担当者に対して、精度の高い事業計画・ロジックモデルの作成のために面談を実施する。弊財団が研修への参加、見学の機会を提供する。	2025年4-6月	97/200字
⑤－１－２ 実行団体との定期的な個別面談の実施 月次面談を実施する。	2025年3月～2026年2月	34/200字
⑤－１－３ 月次勉強会の実施 月に一回勉強会を実施し、実践的な活動だけでなく、事業運営やファンドレイジングに関する知見を体系的に理解してもらうことで、実行団体の人材の育成を図る。	2025年3月～2026年2月	89/200字
⑤－２－１ 弊財団から随時実行団体のプレスリリースを開示し、メディアへの仲介を実施する	2025年3月～2026年2月	43/200字
⑤－２－２ 広報(ファンドレイジング兼務)担当者の人材育成の支援 戦略的な広報及びファンドレイジング活動を果たすため、担当者への個別サポートを行う。広報やファンドレイジングスキルの向上研修やプログラムを活用しき書いて供する	2025年3月～2026年2月	111/200字
⑤－２－３ プロモーションムービー制作 ご当地メディアのJcom各局と連携し、実行団体の活動を誰が見ても分かりやすい動画を作成する	2025年3月～2026年2月	65/200字
⑤－２－４ オンラインメディアでの情報発信 実行団体の活動が多様なメディアで仲介されるように、弊財団で作成し、podcast、youtubeなどメディアにて情報発信を行う	2025年3月～2026年2月	85/200字
⑤－２－５ クラウドファンディングの実施 弊財団が提供しているクラウドファンディングプラットフォーム「コミュニティ基金」にて、企画内容と目標金額の策定やプラットフォーム選び、広報戦略の策定についての研究を行い、クラウドファンディングを実施する	2025年12月～2026年2月	121/200字

⑥-1-1 実行会議を中心としたステークホルダー分析 事業における団体のステークホルダーをステークホルダーマップを作成しながら分析し、助成事業終了後も継続したサポート体制をと地域に設定する	2025年3月～9月	94/200字
⑥-1-2 実行会議の開催支援 多様なステークホルダーを集めた、本事業で解決及び緩和を目指し、社会課題の共有と支援ケース検討につなげることを、目的とした実行会議を当財団の運営のもとに実施する。	2025年3月～2026年2月	96/200字
⑥-1-3 情報共有に関するルール作り 事業で扱う当事者の情報ははじめ全ての個人情報、団体情報などについて適切運用するためのルール作りをする。	2025年3月～2026年2月	72/200字
⑥-2-1 子ども未来基金の連携メンバートチームの協議会の運営 弊財団が子ども未来基金の連携メンバーで、発足するコレクティブインパクトチームの会議帯の運営をする。	2025年3月～2026年2月	81/200字
⑥-3-1 企業マッチング会の開催・参加 JANPIAが主催する企業マッチング会の開催に関西誘致を促しマッチング会に積極的に参加し、企業と実行団体のコーディネートを行う。また、自団体でも企業マッチング会を開催し、実行団体と地場企業とのつながりができるようにする	2025年3月～2026年2月	130/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	5 - 6 団体
(2) 1 実行団体当たり助成金額	500～1,500万円
(3)案件発掘の工夫	・各地域の子育て支援団体（非営利組織・民間企業）、子育て支援に関連する行政機関、医療機関・保健所、福祉機関、学校、保育園・幼稚園、校区福祉委員会、民生委員・民生児童委員、居場所運営団体、子ども食堂ネットワーク等への公募内容の周知 ・ネットワーク形成（協議体づくり）の呼びかけによる広範な支援団体の連携への呼びかけ ・各市町の間支援ネットワークKNNのネットワークを通じた広報 ・当財団において、実施した過去の助成先団体
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	・2024年11月～事前告知開始 公募開始 ・2025年2月 審査・決定 2025年3月資金提供契・事業開始 ・公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団の通常の選考方法に準ずる。審査委員会は弊財団がこれまで実施した休眠預金等活用事業（通常枠）実行団体公募の審査委員5名で構成する。審査委員は、担当理事、学識経験者、コミュニティ財団常務理事、コミュニティーワーカー、非営利セクターに詳しい税理士。 ・審査においては、ガバナンス・コンプライアンス、事業の妥当性、実行可能性、連携と対話の事業計画性を重視する。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事業統括：理事 増田昇 シニアPO：宝楽陸寛（休眠預金事業PO経験者） POサポーター：■■■■（休眠預金事業資金管理実務経験者）
---------------------------	---

(2)他団体との連携体制	行政・公的機関：行政・子育てセクション、学校、幼稚園・保育園、医療機関、福祉機関、校区福祉委員会→対象者に関わる情報共有 大学：大阪公立大学・桃山学院大学→子どもの居場所についての調査の実施方法などの助言 メディア：J:COM 南大阪（南大阪局）、泉北コミュニティ→情報発信の協力 地域の企業→食料品、生活支援物資の提供、プロボノ 2021年度通常枠の実行団体→活動の連携
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	体制としての専門家との体制と、POチームによる日常の管理体制の二重構造で実施する。 ■外部有識者2名を含むコンプライアンス委員会の設置（外部有識者は弁護士、ガバナンスコンプライアンス担当弊財団理事にて構成） コンプライアンス担当理事の配置 第三者からなる公益通報窓口の設置 評議員会および理事会の運営規則や倫理規定、役員の報酬規定、情報公開規程など組織運営を公正に行うための規程類の整備 不正行為や利益相反防止のための規定類の整備 上記規程にそれに基づくワークフローおよびシステムの整備 ■POチーム 資金提供契約書を読み上げた確認にはじまり、JANPIA提供のガバナンスコンプライアンスチェックリストを毎月月次面談のたびに実行団体と確認を行う

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	なし	ありの場合 その詳細	
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
JANPIA・休眠預金2021年度通常枠「泉北ニュータウンの孤立と地域をつなぐ」助成事業（事業種別: 草の根活動支援事業）にて、A型4500万、B型3000万円にて資金提供を実施 2020年7月「私と地域と世界のファンD：みんなおなじ空の下」新型コロナウイルス感染症拡大時に、基金事務局として、7,960,448円の寄付を集め大阪市内のNPO・NGOへ助成を実施。 2021年1月泉北ニュータウン子ども未来基金を設置し、100万円の寄付を募り助成を実施。 同年9月新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域医療機関支援基金を設け800万円の助成を実施した。			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目		②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	

(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目

①泉北NTにおける社会的孤立の基礎調査を実施

◆内閣官房「令和５年度 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査にて白書【中学生の見えない孤立白書／地域だからこそ見える「見えない孤立」アプローチの答えは対話で解決する】の発行。孤独孤立対策活動基盤強化の実施を通じて、泉北子ども未来基金を設置し支援体制を構築した。

◆校区特性の把握

NTは高齢化で一括に語られる事が多いが、例えば泉北ニュータウンの場合も小学校区校区ごとに分類すると、子ども人口の増えるエリア、高齢化しているエリア、16の地域で15歳未満人口が平均値14%以上であり、子ども・若者人口の多い地域もあり、高齢者人口の多い地域も混在しニュータウンに必要な課題解決の視点と支援者の必要性を調査してきた。

◆子どもの社会的孤立調査

子ども・女性の孤立など新型コロナウイルスによる行動制限でさらに孤立が進んでいる。一方、一斉休校時の子育てアンケートでは、「すぐに眠れない」と回答した児童が22%、「朝起きれない・夜中に目がさめる」が19%と生活リズムの乱れを訴える児童の割合が増加している。

◆高齢者の社会的孤立

泉北NTの茶山台小学校区での地域住民アンケートでは、高齢者の「生活相談」「生活支援の機会」を増やしてほしいというニーズが30→58%に増加した。新型コロナで重症化リスクのある高齢者は外出を自粛し、孤立が加速している。生活支援活動を行うNPOも活動が制限されているが、依頼件数は前年の2倍に拡大し、訪問の一部をICTに代えるなど投資が急務になっている。

②プログラムオフィサーとしての連携

草の根活動支援事業・地域ブロックの資金分配団体・公益財団法人 信託資本財団のPOサポーターチームに弊財団代表理事は伴走者として参画。その後2021年度2023年度通常枠全国コミュニティ財団協会にて、各地のコミュニティ財団立ち上げ支援を実施している。

③地域内支援者ネットワークの構築

弊財団は、全国コミュニティ財団協会「コレクティブ・インパクトの実証事業」助成を泉北ニュータウンにおけるコレクティブインパクト事業構築に関し、伴走者として弊財団代表理事を中心として、ニュータウンにおける子ども・若者支援ネットワークを堺市南区・桃山学院教育大学・地域NPOとともに子ども応援プラットフォーム「ココ×カラ」を立ち上げた。

④2021年度通常枠による支援では、地域の居場所×自走型自治モデルの構築をめざし支援を実施している。実行団体による関係人口は1万5000人を記録している。居場所支援を通じて、地域の新しい支援モデルを構築している。

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	南大阪地域子育て支援ハブ形成プロジェクト	
	団体名	公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団	

	合計	
事業費		105,850,000
実行団体への助成		90,000,000
管理的経費		15,850,000
プログラムオフィサー関連経費		16,000,000
合計		121,850,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	35,184,000	70,666,000	105,850,000
実行団体への助成	30,000,000	60,000,000	90,000,000
－			
管理的経費	5,184,000	10,666,000	15,850,000

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	8,000,000	8,000,000	16,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	3,500,000	4,900,000	8,400,000
その他経費	4,500,000	3,100,000	7,600,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	43,184,000	78,666,000	121,850,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		泉北のまちとくらしを考える財団	
郵便番号		590-0117	
都道府県		大阪府	
市区町村		堺市南区	
番地等		高倉台1-2-1シェアタウン泉ヶ丘ネクストD棟2	
電話番号		072-320-8704	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://semboku-fund.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/semboku.fund.org/	
		https://www.instagram.com/lovesenboku/	
設立年月日		2020/02/03	
法人格取得年月日		2022/06/15	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ホウラク ミチヒロ
	氏名	竇楽 陸寛
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	15
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	2
無給 [人]	3
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5
申請前年度の助成総額 [円]	50,070,232
助成した事業の実績内容	孤独孤立基金、災害支援基金、泉北ニュータウンの孤立と地域をつなぐ助成事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	トヨタ財団国内助成、内閣官房「令和5年度 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登録簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒
- 提出の際はPDF等に交換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

[illegible]

規程類確認書

申請団体名	公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団
申請事業名	南大阪地域子育て支援ハブ形成プロジェクト

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL： https://fields.canpan.info/organization/detail/1626049595#attached
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款 第22条第23条第23条第24条第21条第27条 1項第30条	● 社員総会・評議員会の運営に関する規程
2	理事の職務権限規程	
3	経理規定	
4	経理規定別表	
5	役員報酬規定	
6	給与規定	
7	監事監査規定	
8	情報公開規定	
9	文書管理規程	
10	02_文書管理規程別表	
11	倫理規定	
12	02_利益相反防止のための自己申告規定	
13	コンプライアンス規定	
14	内部通報ヘルプライン規定	
15	リスク管理規定	
16	個人情報管理規定	
17	助成褒賞選考委員会設置要領	
18		
19		
20		

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

定款

2019年12月29日作成

2020年 2月 3日登記

2022年 6月15日公益法人認定

2022年 6月24日改訂

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団と称する。

第2条（主たる事務所）

この法人は、主たる事務所を堺市南区に置く。

2 この法人は理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第3条（目的）

この法人は、泉北地区及びその周辺に暮らし、はたらく人たちが幸せに暮らすことができる地域の未来をつくることを目的とし、その目的に資するため、次条の事業を行う。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益活動を行う団体の資金確保のためのプログラム開発
- (2) 公益活動を行う団体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業
- (3) 地域的課題を解決する取組みの事業化に向けた相談及び支援
- (4) 公益活動を行う団体に対する助成、融資及び資源の提供事業
- (5) 公益活動を行う団体に対する研修
- (6) 公益活動を支援するための不動産その他地域資源の活用事業
- (7) 寄付文化の普及啓発
- (8) ボランティア活動の普及啓発
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、諸主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第5条（公告）

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

第6条（財産の拠出）

設立者は、現金3百万円を、この法人の設立に際して拠出する。

第7条（財産の種別等）

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事

会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

第8条（基本財産の維持及び処分）

この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

第9条（財産の管理及び運用）

この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

第10条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第12条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（平成19年内閣府令第68号）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

第13条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を受けなければならない。

第14条（会計原則等）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15条（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第16条（評議員）

この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

第17条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他

の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二に掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は個人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15項の規定の適用を受けるものをいう）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第18条（権限）

評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

第19条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務

を有する。

第20条（報酬等）

評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

第21条（権限）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第22条（開催）

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第23条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第24条（招集の通知）

代表理事は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに評議員に対し通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第25条（議長）

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

第26条（定足数）

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第27条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び除外の承認
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第28条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第29条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第30条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

第31条（種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。また4名以内を一般法人法第197条が準

用する第9 1条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第3 2条（選任等）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第3 3条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第3 1条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第3 4条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3 5条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第3 6条（解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることが

できる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第37条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事にはその職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第38条（顧問）

この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

第39条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第40条（責任の免除又は限定）

この法人は、役員的一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（一般法人法第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項

に定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

第41条（設置）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第42条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第40条の責任の免除及び責任限定契約の締結

第43条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

第44条（招集）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を

開催することができる。

第45条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

第46条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第47条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

第48条（報告の省略）

理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

第49条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印又は電子署名する。

3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

第50条（運営委員会）

この法人は、この法人が行う事業についての助言や、運営への協力を得るために運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた運営委員並びに代表理事で

構成する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行う

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

4 運営委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。

5 運営委員は、無報酬とする。

6 運営委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 定款の変更、合併及び解散

第51条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第52条（合併等）

この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般財団法人又は一般社団法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第53条（解散）

この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第54条（公益目的取得財産残額の贈与）

この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第55条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定

法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

第56条（設置）

この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

第7章 賛助会員

第57条（賛助会員）

この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める入会及び退会に関する規程によるものとする。

第8章 補 則

第58条（株式等に係る議決権）

この法人が株式又は出資を保有する場合において、当該株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を要する。

第59条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第60条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法及び認定法等の法令に従う。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

第61条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第62条（個人情報保護）

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第7条（財産の種別等）第4項、第12条（事業報告及び決算）第3項及び第54条（公益目的取得財産残額の贈与）の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

- ① 牧野丹奈子
- ② 中辻忠行
- ③ 板東義之
- ④ 宮田光爾
- ⑤ 北辻美樹
- ⑥ 早瀬昇

3 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

イ 設立時理事

- ① 寶楽陸寛
- ② 増田昇
- ③ 西辻宏道
- ④ 岩井眞琴
- ⑤ 渋谷順
- ⑥ 西尾正敏

ロ 設立時監事

- ① 辻井芳樹
- ② 中野満

4 この法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2020年3月31日ま

でとする。

6 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

(1) 設立者 田重田勝一郎

(2) 設立者住所

以上、一般財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和元年12月29日

住 所

設立者 田重田勝一郎

貸 借 対 照 表

様式1-1

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	12,534,158	27,117,193	-14,583,035
未収入金	1,633,693	203,082	1,430,611
流動資産合計	14,167,851	27,320,275	-13,152,424
2 固定資産			
(1) 基本財産			
現金預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
什器備品	2,550,817	2,993,962	-443,145
特定資産 合計	2,550,817	2,993,962	-443,145
(3) その他の固定資産			
什器備品	113,667		
その他の固定資産合計	113,667		
固定資産合計	5,664,484	5,993,962	-329,478
資産の部合計	19,832,335	33,314,237	-13,481,902
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	538,364	65,828	472,536
預り金	2,701	105,039	-102,338
流動負債合計	541,065	170,867	370,198
2 固定負債			
負債の部合計	541,065	170,867	370,198
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産			
受取助成金	11,162,711	25,874,246	-14,711,535
受取寄付金	4,397,194	4,397,194	0
指定正味財産合計	15,559,905	30,271,440	-14,711,535
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(2,550,817)	(2,993,962)	-443,145
2 一般正味財産	3,731,365	2,871,930	859,435
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)			0
正味財産の部合計	19,291,270	33,143,370	-13,852,100
負債及び正味財産合計	19,832,335	33,314,237	-13,481,902

正味財産増減計算書

様式2-1

自 2023年4月1日 至2024年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	2,142,290	1,643,482	498,808
事業収益	2,142,290	1,643,482	498,808
受取助成金等	62,011,800	36,161,949	25,849,851
受取助成金等	0		0
受取助成金等振替額	62,011,800	36,161,949	25,849,851
受取寄付金	4,636,808	3,570,229	1,066,579
受取寄付金	2,554,873	2,302,112	252,761
受取寄付金振替額	2,081,935	1,268,117	813,818
受取会費	153,000	119,000	34,000
賛助会費	153,000	119,000	34,000
受取利息	4,358	1,779	2,579
受取利息	4,358	1,779	2,579
雑収益	200	35,000	▲ 34,800
雑収益	200	35,000	▲ 34,800
経常収益計	68,948,456	41,531,439	27,417,017
(2) 経常費用			
事業費	66,288,786	39,244,309	27,044,477
給料手当	3,560,282	1,281,689	2,278,593
役員報酬	4,792,716	4,620,484	172,232
法定福利費	800,010	631,473	168,537
諸謝金	764,131	510,181	253,950
会議費	93,290	0	93,290
旅費交通費	226,220	59,597	166,623
事業消耗品費	1,478,518	1,033,028	445,490
通信運搬費	394,229	179,580	214,649
水道光熱費	582,400	623,420	▲ 41,020
印刷製本費	1,223,192	285,714	937,478
租税公課	0	16,900	▲ 16,900
支払助成金	50,070,232	26,451,644	23,618,588
雑費	0	0	0
業務委託費	154,000	1,435,530	▲ 1,281,530
広報宣伝費	0	72,600	▲ 72,600
リース料	0	7,260	▲ 7,260
賃借料	1,380,000	1,380,000	0
支払手数料	153,088	73,293	79,795
損害保険料	0	0	0
事業研修費	5,000	20,000	▲ 15,000
減価償却費	461,478	150,000	311,478
諸会費	150,000	411,916	▲ 261,916
			0
管理費	1,800,235	1,638,277	161,958
給料手当	0	211,603	▲ 211,603
役員報酬	112,632	0	112,632

法定福利費	0	0	0
諸謝金	0	26,937	▲ 26,937
会議費	42,285	0	42,285
旅費交通費	28,800	0	28,800
事業消耗品費	342,019	35,559	306,460
通信運搬費	150,311	74,481	75,830
水道光熱費	0	9,040	▲ 9,040
印刷製本費	38,274	179,093	▲ 140,819
租税公課	22,750	85,650	▲ 62,900
支払助成金	0	0	0
雑費	3,000	0	3,000
業務委託費	174,548	157,894	16,654
広報宣伝費	0	0	0
リース料	130,680	141,570	▲ 10,890
賃借料	600,000	600,000	0
支払手数料	18,936	6,450	12,486
損害保険料	0	0	0
事業研修費	0	10,000	▲ 10,000
減価償却費	0	0	0
諸会費	136,000	100,000	36,000
経常費用計	68,089,021	40,882,586	27,206,435
評価損益等調整前当期経常増減額	859,435	648,853	210,582
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	859,435	648,853	210,582
2. 経常外増減の部			0
（1）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（2）経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	859,435	648,853	210,582
一般正味財産期首残高	2,871,930	2,223,077	5,095,007
一般正味財産期末残高	3,731,365	2,871,930	859,435
II 指定正味財産増減の部			
受取助成金等	47,615,000	0	47,615,000
受取寄付金	1,767,200	0	1,767,200
一般正味財産への振替額	64,093,735	▲ 37,430,066	101,523,801
当期指定正味財産増減額	▲ 14,711,535	▲ 37,430,066	22,718,531
指定正味財産期首残高	30,271,440	67,701,506	▲ 37,430,066
指定正味財産期末残高	15,559,905	30,271,440	▲ 14,711,535
III 正味財産期末残高	19,291,270	33,143,370	▲ 13,852,100

正味財産増減計算書内訳表

様式2-3

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	小 計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
事業収益	2,142,290	2,142,290	0	0	2,142,290
事業収益	2,142,290	2,142,290	0	0	2,142,290
受取助成金等	62,011,800	62,011,800	0	0	62,011,800
受取助成金等	0	0	0	0	0
受取助成金等振替額	62,011,800	62,011,800	0	0	62,011,800
受取寄付金	2,081,935	2,081,935	2,554,873	0	4,636,808
受取寄付金	0	0	2,554,873	0	2,554,873
受取寄付金振替額	2,081,935	2,081,935	0	0	2,081,935
受取会費	0	0	153,000	0	153,000
賛助会費	0	0	153,000	0	153,000
受取利息	0	0	4,358	0	4,358
受取利息	0	0	4,358	0	4,358
雑収益	0	0	200	0	200
雑収益	0	0	200	0	200
経常収益計	66,236,025	66,236,025	2,712,431	0	68,948,456
(2) 経常費用					
事業費	66,288,786	66,288,786		0	66,288,786
給料手当	3,560,282	3,560,282		0	3,560,282
役員報酬	4,792,716	4,792,716		0	4,792,716
法定福利費	800,010	800,010		0	800,010
諸謝金	764,131	764,131		0	764,131
会議費	93,290	93,290		0	93,290
旅費交通費	226,220	226,220		0	226,220
事業消耗品費	1,478,518	1,478,518		0	1,478,518
通信運搬費	394,229	394,229		0	394,229
水道光熱費	582,400	582,400		0	582,400
印刷製本費	1,223,192	1,223,192		0	1,223,192
租税公課	0	0		0	0
支払助成金	50,070,232	50,070,232		0	50,070,232
雑費	0	0		0	0
業務委託費	154,000	154,000		0	154,000
広報宣伝費	0	0		0	0
リース料	0	0		0	0
賃借料	1,380,000	1,380,000		0	1,380,000
支払手数料	153,088	153,088		0	153,088
損害保険料	0	0		0	0
事業研修費	5,000	5,000		0	5,000
減価償却費	461,478	461,478		0	461,478
諸会費	150,000	150,000		0	150,000
				0	0
管理費			1,800,235	0	1,800,235
給料手当			0	0	0
役員報酬			112,632	0	112,632
法定福利費			0	0	0
諸謝金			0	0	0
会議費			42,285	0	42,285
旅費交通費			28,800	0	28,800

事業消耗品費			342,019	0	342,019
通信運搬費			150,311	0	150,311
水道光熱費			0	0	0
印刷製本費			38,274	0	38,274
租税公課			22,750	0	22,750
支払助成金			0	0	0
雑費			3,000	0	3,000
業務委託費			174,548	0	174,548
広報宣伝費			0	0	0
リース料			130,680	0	130,680
賃借料			600,000	0	600,000
支払手数料			18,936	0	18,936
損害保険料			0	0	0
事業研修費			0	0	0
減価償却費			0	0	0
諸会費			136,000		136,000
経常費用計	66,288,786	66,288,786	1,800,235	0	68,089,021
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 52,761	▲ 52,761	912,196	0	859,435
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 52,761	▲ 52,761	912,196	0	859,435
2. 経常外増減の部					0
(1) 経常外収益					0
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 52,761	▲ 52,761	912,196	0	859,435
一般正味財産期首残高	3,130,532	3,130,532	▲ 258,602		2,871,930
一般正味財産期末残高	3,077,771	3,077,771	653,594	0	3,731,365
II 指定正味財産増減の部					0
受取助成金等	47,615,000	47,615,000	0	0	47,615,000
受取寄付金	1,767,200	1,767,200	0	0	1,767,200
一般正味財産への振替額	64,093,735	64,093,735	0	0	64,093,735
当期指定正味財産増減額	▲ 14,711,535	▲ 14,711,535	0	0	▲ 14,711,535
指定正味財産期首残高	27,271,440	27,271,440	3,000,000	0	30,271,440
指定正味財産期末残高	12,559,905	12,559,905	3,000,000	0	15,559,905
III 正味財産期末残高	15,637,676	15,637,676	3,653,594	0	19,291,270

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①什器備品

定額法によっている。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次の通りである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
現金預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
什器備品	2,993,962	0	443,145	2,550,817
小計	2,993,962	0	443,145	2,550,817
合計	5,993,962	0	443,145	5,550,817

3. 基本財産及び特定資産の財産等の内訳

基本財産及び特定資産の財産等の内訳は、次の通りである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
現金預金	3,000,000	(3,000,000)		
小計	3,000,000	(3,000,000)		
特定資産				
什器備品	2,550,817	(2,550,817)		
小計	2,550,817	(2,550,817)		
合計	5,550,817	(5,550,817)		

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次の通りである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,616,562	952,078	2,664,484
合計	3,616,562	952,078	2,664,484

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	443,145
指定寄附金の使用による振替額	1,767,200
指定助成金の使用による振替額	61,883,390
合計	64,093,735

附属明細書

1.基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)					
区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	現金預金	3,000,000	0	0	3,000,000
	基本財産合計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産	什器備品	2,993,962	0	443,145	2,550,817
	特定資産合計	2,993,962	0	443,145	2,550,817

財産目録

自 2023年4月1日 至2024年3月31日

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的	金額
(流動資産)			
預金	普通預金		
	三菱UFJ銀行泉ヶ丘支店	運転資金として	1,864,306
	池田泉州銀行泉ヶ丘支店	休眠預金助成金専用口座として	10,548,264
	りそな銀行泉北支店	運転資金として	3
	ゆうちょ銀行四〇八支店設立時	運転資金として	62,378
現金	手元保管	運転資金として	59,207
未収入金	未収仮払助成金	仮払助成金の未収	83,693
	未収助成金	内閣官房孤独・孤立対策調査事業の未収	1,550,000
流動資産合計			14,167,851
(固定資産)			
(1) 基本財産			
基本財産預金	三菱UFJ銀行泉ヶ丘支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財	3,000,000
	ゆうちょ銀行四〇八支店	源として使用	
(2) 特定資産			
什器備品		公益目的事業及び法人業務に使用	2,550,817
(3) その他の固定資産			
什器備品		公益目的事業及び法人業務に使用	113,667
固定資産合計			5,664,484
資産合計			19,832,335
(流動負債)			
未払金	支払助成金	クラウドファンディング預かり助成金	43,850
	法定福利費未払金	社会保険料会社負担分未払金	105,899
	家賃の未払金	学校法人みどり学園への家賃	330,000
	立替経費未払金	宝楽陸寛への立替経費	21,859
	源泉所得税未払金	2024年4月支払源泉所得税	36,756
預り金	源泉所得税還付金	2023年度源泉所得税還付金	2,701
流動負債合計			541,065
(固定負債)			0
負債合計			541,065
(正味財産)			
指定正味財産			15,559,905
一般正味財産			3,731,365